

土浦市監査委員告示第19号

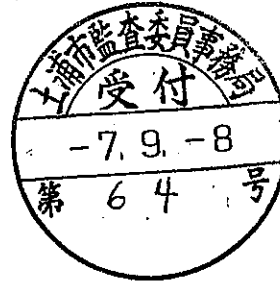
地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年7月9日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和3年度財政援助団体等に対する監査結果報告書及び令和4年7月22日付け土浦市監査委員告示第15号で公表した令和4年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年10月2日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 小 坂 博

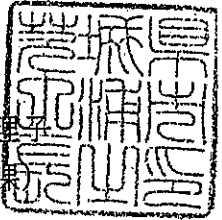




土社発第1204号
令和7年9月8日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課: 社会福祉課)



令和4年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について (通知)

財政援助団体等監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第19条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	(1) 補助の目的について 土浦市民生委員児童委員協議会連合会事業費補助金交付要項 (以下「民生委員要項」という。) によれば、補助金の交付対象は、土浦市民生委員児童委員協議会連合会 (以下「連合会」という。) が行う事業に要する経費とされているが、実際には、連合会の事業とは言えない民生委員個人に対する費用弁償等が補助の対象となっており、どんな目的で誰にどんな経費を補助する事業なのか整理し直す必要がある。
講じた措置の内容	民生委員要項を改正し、第1条に「民生委員児童委員の活動を支援し、福祉の増進を図るため、土浦市民生委員児童委員協議会連合会が行う事業」と規定することで補助金の交付目的を明らかにしました。 また、対象となる経費については、民生委員要項の別表で規定しました。
監査の結果 (指摘事項)	(2) 補助金の精算に関する規定について 本市が補助金等を交付する場合は、土浦市補助金等交付規則 (以下「交付規則」という。) に定める手続き等によることになっており、個別の交付対象や条件を民生委員要項に定めている。 交付規則によれば、補助金は、交付額が確定した後に交付することを原則としているが、本件補助金は、概算払いをしていることから、民生委員要項に概算払いができる旨及びその精算に関する規定を定める必要がある。

講じた措置の内容	民生委員要項を改正し、第6条に補助金の概算払いに関する規定及び第8条第22項に補助金の概算払いを受けている場合の補助金の精算に関する規定を加えました。
監査の結果（指摘事項）	（3）補助額について 民生委員要項によれば、本件補助金は民生委員・児童委員1人につき年額55,000円を交付することとされているが、その算出基礎が明確でなく、補助金の交付額が妥当であるか判断できないことから、補助金の透明性を確保するためにも算出基礎を明確にする必要がある。
講じた措置の内容	茨城県が民生委員児童委員協議会に交付している民生委員・児童委員活動支援費が民生委員児童委員1人当たり年額60,200円であり、同額は民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎であることから、本市の55,000円が不当に高額なものであるとは考えていません。
監査の結果（指摘事項）	（4）補助対象経費及び補助率について 補助金の額の確定を行うためには、補助金が補助対象経費に充当されているか確認する必要があるが、民生委員要項では補助対象経費を「連合会が行う事業に要する経費」と規定しているのみで、補助の対象となる経費の費目やその費目ごとの補助率が明確でなく、適正な補助金の交付額の確定が困難であると推察されることから、民生委員要項に補助の対象となる費目やその費目ごとの補助率を定める必要がある。
講じた措置の内容	民生委員要項を改正し、別表で事業の補助対象経費を規定することで補助金の対象となる費目を明確にしています。



監査の結果 (指摘事項)	(5) 間接補助について 連合会は、地区民生員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）に本件補助金の一部を運営交付金として交付しているが、その際、運営交付金の使途を明示しておらず、地区民児協によって充当する費目がまちまちになっている。 連合会からの地区民児協に対する間接補助は、本件補助金を財源としているものであるから、公益上の必要性がなければ運営交付金に充当することはできないものであるため、間接補助の対象となる経費及びその補助率を定める必要がある。
講じた措置の内容	民生委員要項を改正し、別表で事業の補助対象経費を規定することで補助金の対象となる費目を明確にし、地区民児協には補助金の対象経費について、周知をしています。
監査の結果 (指摘事項)	(6) 負担金への充当について 連合会は、その事務費として土浦市民児協連合会互助会負担金等の負担金に本件補助金の一部を充当している。 土浦市民児協連合会互助会負担金等は、民生委員に慶弔費や退職給付行う事業に係る経費の負担を会員である民生委員に求めているものと推察されるため、当該事業の利益を受ける民生委員個人それぞれが負担すべきものであり、補助金を充当するのではなく、別途会費を徴収し、負担金を充当すべきである。
講じた措置の内容	民生委員の互助会費については、市の補助金を充当する連合会の事業とは別の会計を設け、会費を財源として運営するようになりました。
監査の結果 (指摘事項)	(7) 地区民児協の支出内容について 地区民児協は、会費を徴収せず、県、市及び社会福祉協議会からの補助金等により運営されているが、その支出の中には、お歳暮、寄附、慶弔費等の交付対象とは認め難いものが含まれている。 それらの経費に市の補助金は、充当されていないようであるが、市の補助金を交付対象と認め難いものに充当し、返還を求めることにならないよう、市長は適切な指導をされたい。



講じた措置の内容	慶弔費等の支出は、市の補助金を充当する連合会の事業とは別の会計を設け、会費を財源として運営するようになりました。
監査の結果（指摘事項）	（８）繰越金について 地区民児協は、会費を徴収せず、県、市及び社会福祉協議会からの補助金等により運営されているが、用途が不明な多額の繰越金がある。 過去の収入状況は、明らかでないものの、現状と同じだとすれば、県、市及び社会福祉協議会からの補助金等が繰り越されていることになり、適切とはいえないため、市長は繰越金の必要性やその額を検証するよう指導されたい。
講じた措置の内容	地区民児協によって繰越額もまちまちですが、例年補助金等の交付を受けるまでの事業費として運用されているものです。 繰越金の原資については、明確ではないため、市の補助金の一部が繰り越されていたものかはわかりませんが、民生委員要項を改正し、別表で補助金の補助対象経費を明示したことで、補助対象経費には当たらない繰越金に充当されることはありません。